

議案第 70 号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年6月9日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第22号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「第79条の規定に基づき、自家用自動車による乗合旅客運送」を「第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送」に改める。

第2条の見出し中「路線」を「路線等」に改め、同条第1項を次のように改める。

伊賀市が行う自家用有償旅客運送は、その名称を行政サービス巡回車(以下「巡回車」という。)とし、定時定路線型(路線、区間及び停留所を定め、定時に運行する方式をいう。以下同じ。)及びデマンド型(運行区域を定め、利用希望者の予約に応じ運行する方式をいう。以下同じ。)により行う。

第2条第2項中「巡回車」を「定時定路線型の巡回車」に改め、同条に次の1項を加える。

3 デマンド型の巡回車の運行区域は、別表第2のとおりとする。

第3条第2項中「臨時運行又は運行休止をする」を「臨時に巡回車を運行し、又は巡回車の運行を休止する」に改める。

第4条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第2項中「回数券」を「市長が発行する回数券」に、「別表第3」を「別表第4」に改める。

第7条中「運行業務」を「巡回車の運行業務」に、「、当該地域」を「当該地域」に改め

る。

第8条第1項第3号中「利用者」を「機能」に改め、「障害が」の次に「あることが」を加える。

第9条中「又は」の次に「利用者が」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

運行区域名	運行区域
島ヶ原区域	島ヶ原支所管内
島ヶ原・小田町区域	島ヶ原支所管内及び小田町内における市長が指定する場所を結ぶ区間

別表第3中「1 回数券」を「回数券」に改め、200円券 11枚つづりの項の前に次のように加える。

500円券 11枚つづり	5,000円
--------------	--------

別表第3中「2 定期券」を「定期券」に改め、同表備考中「別表第2」を「別表第3」に、「算定した」を「得た」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

定時定路線型

区分	使用料の額
大人（中学生以上）	200円
小児（小学生）	100円
幼児（1歳から小学校入学前まで）	同伴者（大人）1人につき、幼児1人は無料、2人目からは小児運賃。幼児単独で乗車する場合は小児運賃
乳児（1歳未満）	無料

デマンド型

運行区域	区分	使用料の額
島ヶ原区域	大人（中学生以上）	200円
	小児（小学生）	100円

	幼児（1歳から小学校入学前まで）	同伴者（大人）1人につき、幼児1人は無料、2人目からは小児運賃。幼児単独で乗車する場合は小児運賃
	乳児（1歳未満）	無料
島ヶ原・小田町区域	大人（中学生以上）	500円
	小児（小学生）	250円
	幼児（1歳から小学校入学前まで）	同伴者（大人）1人につき、幼児1人は無料、2人目からは小児運賃。幼児単独で乗車する場合は小児運賃
	乳児（1歳未満）	無料

附 則

この条例は、令和5年8月28日から施行する。ただし、別表第3の200円券 11枚つづりの項の前に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。